

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

山梨県都留市

2 構造改革特別区域の名称

つるアグリビジネス推進特区

3 構造改革特別区域の範囲

山梨県都留市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 都留市の概要

都留市は、山梨県東部に位置する人口 35,513 人の地方都市で、市立都留文科大学を中心とする学園のまちとして発展してきた。周囲は 1000m 級の山々に囲まれ、桂川（相模川）が市域の中央を西から東に貫流し、市街地や集落は、桂川とその支流によって形成された平坦地や緩斜面に立地する。

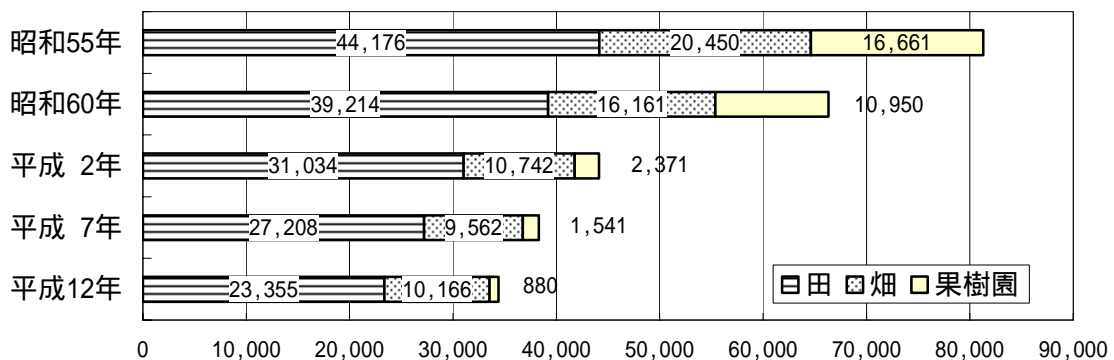
土地利用

総面積は 161.58 km² で、これらの内、山林原野が 136.56 km² (84.5%) 占め、耕地は 3.96 km² (2.5%) である。また、経営耕地面積も昭和 55 年から平成 12 年までの 20 年間で、半分以下に減少している。耕地の内 1.839 km² は都市計画用途地域内にある。

総土地面積	土地利用			耕地	
	宅地	農用地	森林・原野	耕地	耕地率
161.58 km ²	4.77 km ²	4.23 km ²	136.56 km ²	3.96 km ²	2.5%

(総面積は全国市町村要覧、耕地面積は耕地面積統計調査平成 14.7.15 による)

都留市の経営耕地の推移



(「耕地面積統計調査」より) (a)

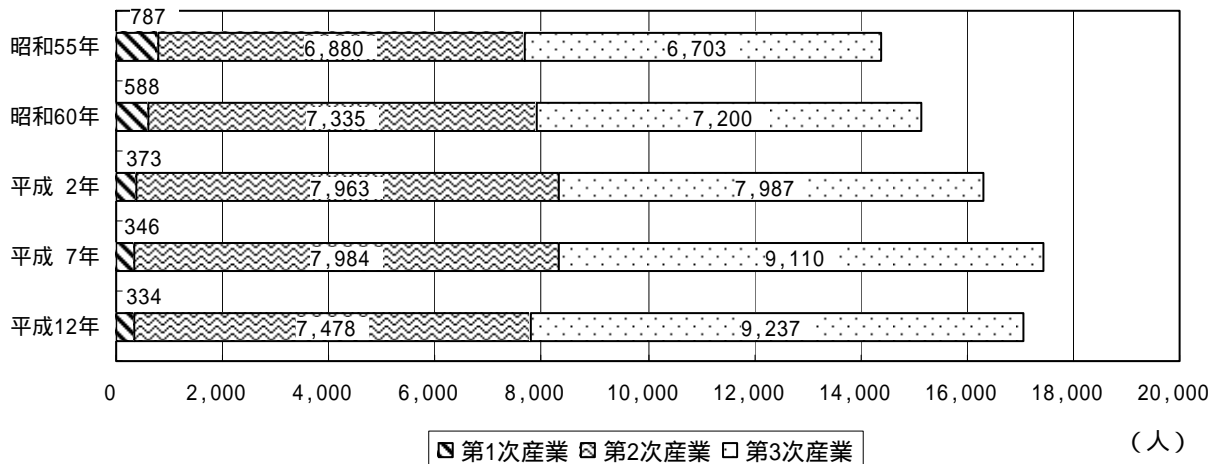
産業別就業者数

産業別就業者数（15歳以上）は、平成12年国勢調査によると17,049人で、第1次産業への従事者334人の内、農業従事者は274人（1.6%）である。

就業者数	第1次産業		第2次産業	第3次産業
		農業		
17,049人	334人	274人	7,478人	9,237人

（平成12年国勢調査より）

都留市の産業別就業者数の推移



（人）
（国勢調査数値より作成）

（2）都留市の農業の概要

本市の農業は、自家飯米用の水田単作、水稻と野菜との複合経営が主であり、平成14年の農業産出額は約5.4億円で、米、野菜で農業産出額の8割以上を占めている。

平成14年現在で第2種兼業農家が1,236戸、96.4%と圧倒的多数を占めており、農家1戸当りの耕地面積33aに示されるように、経営規模と農家所得の小さな農家が多数を占めている。

市域は、平坦地が少なく、小規模な兼業農家が圧倒的多数を占めており、農業の後継者不足から、農地の宅地化や、遊休地化が進行している。

専兼業別農家数

市域の農家数1,282戸の内、専業農家41戸、兼業農家356戸、自給農家885戸で、農家の専業化率は3.2%と低い比率となっている。

総農家数	販売農家				自給的農家
	専業農家	兼業農家			
		計	第1種兼業農家	第2種兼業農家	
1,282戸	41戸	356戸	5戸	351戸	885戸

（2,000年世界農林業センサスより）

耕作放棄面積の状況

市域の農用地面積は 611ha で、青地面積は 404ha である。この内、耕地放棄面積は 74ha で、青地面積に占める比率は 18% となり、山梨県平均の 12% に比べ、耕作放棄率が高い数値となっている。

耕作放棄率の推移をみると、平成 2 年に 21%、同 7 年に 17% と減少したものの、同 12 年には 18% と増加に転じている。

農用地面積	青地面積	耕作放棄面積	耕作放棄率	年度別耕作放棄率		
				平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年
611 ha	404 ha	74 ha	18% 山梨県平均 12%	21%	17%	18%

(「2,000 年世界農林業センサス」より)

遊休農地等の状況

市域の耕作面積は農家 1 戸当り 33a と小規模な農家が圧倒的に多く、また、農業従事者のうち 65 歳以上の高齢者が占める比率は 28% に達し、後継者不足が懸念される状況である。

そのため、農用地の遊休地化が進み、遊休農地面積は 164ha、遊休地化率は 40% に達している。

農家 1 戸当り耕作面積	農家 1 戸当り経営耕地面積	農業人口の内 65 歳以上の割合	遊休農地面積	遊休化率
33 a	27 a	28 %	164 ha	40 %

有機農作物栽培農家の状況

食品会社等の不正表示問題や、農薬の身体に及ぼす影響がクローズアップされるなど、「食」に対する関心が高まりを見せる中、有機農作物のニーズが増しており、これに応えるべく、近年、エコファーマー農業者が増加しつつある。

エコファーマー農業者	認定就農者	認定農業者
18 名	2 名	3 名

(3) 交流産業の育成

本市は、三ツ峠山、御正体山などの標高 1,000m 級の美しい山々に囲まれ、また、市域を源流とする大幡川、鹿留川、菅野川、朝日川、戸沢川などの清流、富士の湧水など、市内各所で清冽な水に出会えるとともに、江戸時代には、秋元氏により城下町の整備が行われ、郡内の政治、経済、文化の中心地としての礎が築かれ、松尾芭蕉が約半年逗留するとともに、茶壺道中の茶壺が保管されるなど、特色ある歴史

を有する。

これらの地域資源を活用し、「戸沢の森・和み(なごみ)里」、「宝の山・ふれあいの里」、「都の杜・育み(はぐくみ)の里」、「谷の町・史(ふみ)の里」、「鹿留の原・花暦の里」、「大の原・技研の里」の6つの拠点エリアを設定し、「参加・学習・体験都市つる」の具現化に向け、市立都留文科大学と連携する中、ソフト・ハード両面にわたる環境整備に取り組んでいる。

これらの内、「戸沢の森・和み(なごみ)里」は、日本花の百名山に選定された二十六夜山の麓、7ヘクタールの広大な自然を生かし、「芭蕉月待ちの湯」、「ゆうゆう広場(芝広場)」、「わくわく広場(遊具広場)」さらに、平成15～17年度までの3ヶ年をかけ、農水省の新山村農林特別対策事業の補助事業を取り入れ、コテージ6棟、直売・体験施設、体験農園等の整備を進め、食と健康に裏打ちされた「和み(なごみ)」空間の創出を目指している。

5 構造改革特別区域計画の意義

「つるアグリビジネス推進特区」は、前記のような本市域の情勢と課題を踏まえ、危機的状況にある本市域の農業の再生を期すもので、そのため、新たに農業への参入者を創出することが不可欠であり、特定事業1001、1002、707などを活用し、農業生産法人以外の法人にも農業への参入や市民農園の開設、また、特定農業者による濁酒の製造などを可能とする構造改革特別区域を設定することにより、民間活力を最大限に引き出し、問題解決の糸口とする。

「つるアグリビジネス推進特区」は、民間企業などの農業生産法人以外の法人にも農業参入の途を拓くことにより、新たな農業参入者を増加させ、温泉施設、宿泊施設、体験工房からなる「戸沢の森・和みの里」や、市内の旅館・民宿、飲食店などが、有機野菜や、古代米などの健康食材を自ら生産し、または、農業参入者から提供を受けることにより、食と健康をテーマとする地域ブランド「鶴寿のまち」を確立し、地産地消の拡大や、都市住民との交流促進により、農業生産額の増加や、農家民宿等の起業化などにより、地域経済の活性化が図られることが、最大の意義である。

6 構造改革特別区域計画の目標

近年、食品会社等の不正表示問題や、農薬の身体に及ぼす影響がクローズアップされるなど、「食」に対する関心が高まりを見せる中、有機農作物のニーズが増大しており、これに応えるべく、民間企業のアグリビジネスへの参入が拡大している。

本市においても農家との生産委託契約により、有機農作物の販売を業務とする企業も誕生しており、今後、本格的なアグリビジネスとして定着させることを通じて、遊休農地の解消や、地域経済の活性化を図ることを目標としている。

また、豊かな自然、特色ある歴史や文化など、多くの地域資源を活用し、参加・学習・体験・交流をキーワードとした交流による産業の振興を目指しており、現在、6つの拠点エリアを設定し、ソフト・ハード両面にわたる環境整備に取り組んでおり、これらの内、「つるアグリビジネス推進特区」に基づき農業参入した企業等と連携した交流産業の創出に向け、健康食材として注目されている古代米の生産と、これを用い

た濁酒の生産を通じて、オリジナリティの確立と、他地域との差別化により、温泉施設や宿泊施設等への利用者の増加と、地域経済の活性化を図ることを目標とする。

具体的には次の目標を設定する。

(1) 新たな担い手の確保による農地の遊休地化防止

当該地域内における農業生産法人以外の法人にも農業への参入を認めることにより、農業経営の新たな担い手の確保を図り、今後一層進む担い手不足による農地の遊休地化を防止する。

農業経営の安定化を目指して農家や農業生産法人以外の法人にも市民農園の開設を促進し、農業経営の多角化による収入のアップを図る。

(2) アグリビジネスの育成

有機農法による農産物の生産・管理システムを構築し、安定供給を図る。

地産地消と農産物直販システムを構築し、鮮度の良さや有機農法による安全・安心、または、おいしさなどの差別化を図る。

地域に根ざした農業生産法人以外の法人が、農業経営を行うことにより、新規就農者の受け入れや繁忙期のパート雇用の拡大を図る。

新規就農希望者、市民農園利用者への農業体験や研修等を実施することにより、新規就農者の育成を図る。

(3) 古代米濁酒製造の奨励

近年、健康食材として注目されている古代米の生産とともに、古代米による濁酒づくりを奨励し、オリジナリティの確立と、他地域との差別化により、交流人口の拡大を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 新たな担い手の創出効果による遊休農地の解消

地方公共団体及び農業協同組合以外の者が、現在ある遊休農地 164 ha で事業展開することにより、初年度は 20 a ~ 1 ha、5 年後に約 10 ha、10 年後には 20 ha の遊休農地の活用を実現する。

区 分	現 在	短 期	中 期	長 期
遊休農地	164 ha	平成 17 年度までに	平成 20 年度までに	平成 25 年度までに
		163 ha 以下	154 ha 以下	144 ha 以下

(2) 遊休農地の解消による農業生産額等の増加

遊休農地に、農業生産法人以外の法人が農業参入することにより、収益性の高い有機野菜等の生産が行われることにより、5年後に17,978千円程の農業生産額の増加が見込まれる。

区 分	現 在	目標(H20年度まで)	目標(H25年度まで)
農業生産額	5.8億円	6億円	6.2億円

注1) 野菜の生産額(H14)160,000千円、野菜作付け面積89 ha
1 ha当りの生産額 160,000千円÷89 ha=1,797.8千円
10 ha当りの生産額 17,978千円 20 ha当りの生産額 35,956千円

(3) 雇用の創出

農業生産法人以外の法人が農業参入することにより、その従業者として新たな雇用の創出が見込まれる。

区 分	目標(H20年度まで)	目標(H25年度まで)
株式会社等による農業生産活動件数	3社	10社
農業生産活動での雇用人数	10人	30人

(4) 市民農園の開設

農業生産法人以外の法人等により、市民農園の開設が見込まれる。

区 分	現 在	目標(H20年度まで)	目標(H25年度まで)
市民農園箇所	0	4ヶ所	10ヶ所
" 面積	0	20a	2ha

(5) 都市住民等の交流人口の拡大

市民農園の開設により、都留市へ訪れる都市住民等の増加が見込まれる。

(6) 自家製酒造製造件数の増加

農家民宿や農家レストラン、自家製により酒類製造、新規就農など、小規模ながらも地域に根ざした新たな起業が期待される。

区 分	現 在	H18年度目標	H22年度目標
農家民宿等の開業件数	13件	14件	16件
自家製による酒類製造件数	0件	1件	3件

8 特定事業の名称

(1) 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付事業(1001)

- (2) 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業 (1 0 0 2)
- (3) 特定農業者による濁酒の製造事業 (7 0 7)

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

参加・学習・体験都市つるの推進

本市では、都市住民等の交流人口の拡大事業を図るため、「戸沢の森・和み(なごみ)里」、「宝の山・ふれあいの里」、「都の杜・育み(はぐくみ)の里」、「谷の町・史(ふみ)の里」、「鹿留の原・花暦の里」、「大の原・技研の里」のそれぞれのテーマを持つ、6つの拠点エリアを設定し、テーマ参加・学習・体験・交流をキーワードとする「参加・学習・体験都市つる」の具現化に取り組んでいる。

戸沢の森・和み(なごみ)里 匠の邑・食と健康
宝の山・ふれあいの里 自然・体験・学習
都の杜・育み(はぐくみ)の里 芸術・スポーツ・学術
谷の町・史(ふみ)の里 歴史・伝統
鹿留の原・花暦の里 花・清流
大の原・技研の里 リニア・技術

市立都留文科大学との連携

全国より3,000名の学生が集う市立都留文科大学は、教員養成系大学として有名であるが、豊富な地域づくりのノウハウを持つ地域社会学科を中心に、参加・学習・体験都市つるの推進に向けて、体験プログラムの開発やPR戦略の確立など、シンクタンクとしての役割も担っている。

また、本市の人口の1割強を占めている同大学生は、市内の各エリアにおいて、体験サポーターとして、活躍しており、宝の山・ふれあいの里では、年間の体験メニューと、決め細やかな学生サポーターの対応が好評を博しており、東京都内の小・中・高校生の利用が増加している。

戸沢の森・和みの里整備

農水省の新山村振興等農林漁業特別対策事業(多目的交流促進整備事業)により、戸沢の森・和みの里に、平成15年度から17年度までの3ケ年をかけて、体験工房、宿泊施設(コテージ6棟)、体験農園等の整備を進めている。

平成17年度中に、これまでの温泉施設「芭蕉月待ちの湯」の外に、コテージ6棟、体験工房並びに、農産物の直売場となる明治期の洋風建築「種徳館」の移築復元等整備事業が完了し、温泉施設やコテージの利用者や宿泊者に対し、有機野菜や健康食材として注目されている濁酒を提供することで、差別化を図り、集客力の向上を目指している。

「鶴寿のまち」推進

本市では、鶴寿（100歳）に向けて、すべての市民が、健康ではつらつと暮らせるまちづくりを目指し、健康づくり、生きがいづくり、仕事おこしの3つの柱による取組みを推進しているが、特に、中高年の農業参入には、健康、生きがい、仕事おこしなど、すべての点で大きな効果が期待できるものと考えている。

平成17年度より、「アグリな人支援事業」に着手し、技術指導や、農地情報の提供などに努めることとしており、健康食材として注目されている古代米や有機野菜の作付けを自家用及び地産地消の特産農産物として、奨励するとともに、温泉入浴、森林浴、園芸セラピーと併せた食と健康をテーマとする取組みを、「戸沢の森・和みの里」を中核エリアとして、市域全域に拡大する。

別紙 構造改革特別区域において実施又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特別措置の内容

別 紙

1 特定事業の名称

1001 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

貸付の主体	都留市
借受の主体	農地保有合理化法人及び農業生産法人以外の法人で農地を借り受けて農業経営を行おうとする法人

3 当該規制の特例措置の適用開始の日

本特区計画の認定日

4 特定事業の内容

都留市が市内全域において、農地所有者から借地した農地を、特定事業の実施により耕作を行う法人に貸与する。

なお、都留市は、特定事業の実施により耕作を行う法人と構造改革特別区域法の規定に基づく協定を結び、事業の円滑な実施を確保することとする。

5 当該規制の特例措置の内容

本市は、平成 14 年度現在で、耕地面積が 3.96 km² で市域全体の 2.5%、また、全就業従事者（15 歳以上）の内、農業従事者の占める割合は 1.6% である。

また、農家 1 戸当りの耕地面積 33a、全農業従事者の内、65 歳以上の高齢者が占める比率は 28% に達するなど、小規模な兼業農家が圧倒的に多く、農家の高齢化や担い手不足から、農地の宅地化や遊休地化が進行しており、耕作放棄率は 18%、遊休化率は 40% となっている。

このような状況を踏まえ、耕作放棄地や遊休農地の拡大を防止するためには、新たに農業への参入者を創出することが不可欠であり、農業生産法人以外の法人にも農業経営を可能とする農地法の特例措置を講じる構造改革特別区域を設定することが必要である。

なお、参入する法人の要件として、当該法人には農業担当役員が 1 名以上おり、年間 150 日以上農業に従事すること。また、当該法人と市との間で協定を締結し、農業

に必要となる土地は、市が農地所有者から借り受けるなどして、法人に貸し付ける方法によることとする。

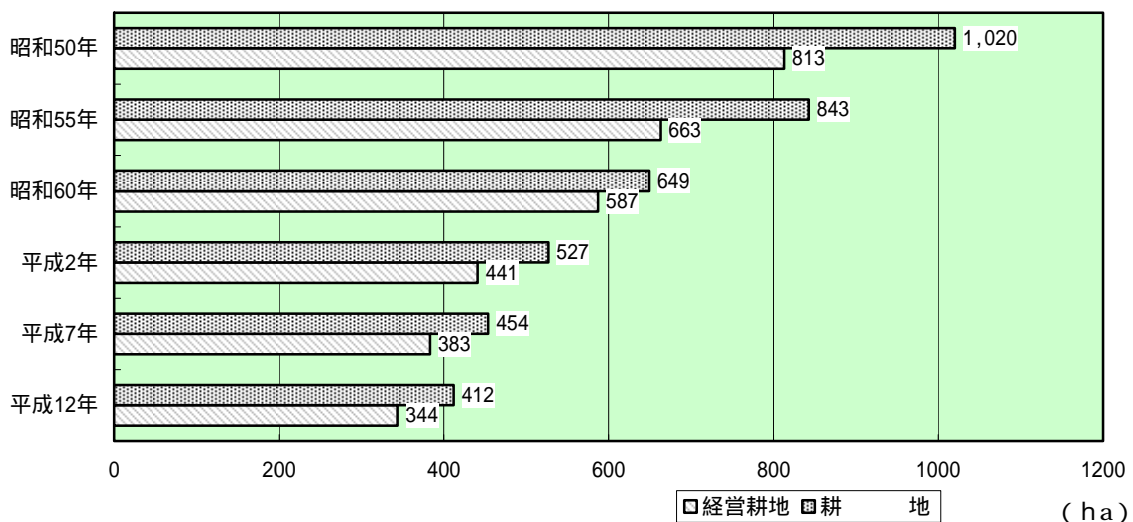
初年度、借受の主体者である1社により55a、2年次100a、3年次200aが計画されており、この他にも、特区により就農を希望する法人等が数団体あるなど、10年後には20haの遊休農地の活用を目指す。

(1) 相当程度の遊休地等が存在すること及び地域内で解決が困難なことの根拠

耕地面積並びに経営耕地面積の減少

都留市の耕地面積は、平成14年度には396haで、これは市域全体の2.5%である。耕地面積の近年の状況をみると、毎年、前年比5~11haほど耕地が減少し続けており、減少傾向に歯止めがかからない状況である。

都留市の耕地並びに経営耕地の推移



(耕地面積は「耕地面積統計調査」、経営耕地面積は農業センサスより)

耕地面積の推移

	H 5	H 6	H 7	H 8	H 9	H10	H11	H12	H13	H14
耕地面積 (ha)	467	462	454	448	440	432	423	412	402	396
前年比増減(ha)	-	5	8	6	8	6	9	11	10	6

(「耕地面積統計調査」より)

耕作放棄地の高比率

耕作地の減少と共に、耕作地に占める耕作放棄地の比率も全国(5.1%)並びに山梨県内(12%)に比べて高い比率にあり、このまま放置しておく、ますます

耕地面積の減少が進行するものと思われる。

耕作放棄地の状況

	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年
耕地面積 (a)	52,700	45,400	41,200
耕作放棄地(a)	11,067	7,681	7,376
耕作放棄地の割合	21%	17%	18%

(農業センサス数値より)

遊休農地の固定化

平成 12 年度遊休農地実態調査によると、市内の遊休農地は、市内農地の 40% に及ぶ 164ha で、これらの内、日照条件良好 (78%)、排水条件良好 (86%)、農機具の搬入有価脳可能 (91%) など、総合的に活用可能性の高い農地が 94% を占めている。しかしながら、荒廃状況では多年生の占める割合が 78% を占めるなど、優良農地の荒廃が進んでいる。

都留市の遊休農地の状況

地目	解消可能性	面積	日照条件		排水条件			荒廃状況		農機具の搬入		活用可能性			農地への復元可能性
			良	不良	良	普通	不良	一年生	多年生	可能	不可能	即可能	可能	その他	
全遊休農地	C可能	164ha	126ha	36ha	139ha	23ha	0ha	35ha	127ha	148ha	14ha	34ha	118ha	10ha	農業的利用
田	Bやや容易	57ha	46ha	10ha	48ha	8ha	0ha	19ha	37ha	52ha	4ha	19ha	37ha	0ha	農業的利用
畑	C可能	106ha	79ha	26ha	90ha	15ha	0ha	16ha	89ha	95ha	10ha	15ha	81ha	9ha	農業的利用
樹園地	C可能	1ha	1ha	0ha	1ha	0ha	0ha	0ha	1ha	1ha	0ha	0ha	0ha	1ha	農業的利用

(平成 12 年度遊休農地実態調査より)

(2) 担い手農家が減少していることの根拠

総農家数の減少

本市の総農家数は、平成 7 年に比べて 112 戸 (8%) の減少である。これらの内、販売農家は 75 戸 (15.9%) の減少となり、総農家に占める割合も 33.9% から 31% に低下するなど、農家数の減少と共に、自給農家の比率がより一層、高まりを見せている。

市内の農家数の状況

区 分		総農家数	販売農家数	自給的農家
平成 2 年		1,602	523	1,079
平成 7 年 A		1,394	472	922
平成 12 年 B		1,282	397	885
増減数 B - A = D		112	75	37
増減率 D / A		8.0	15.9	4.0
構成比	平成 7 年	100.0	33.9	66.1
	平成 12 年	100.0	31.0	69.0

(2000年世界農林業センサスより)

販売農家の減少並びに規模の縮小

本市の経営耕地面積規模別農家の状況は、0.5ha未滿が全体の約7割を占めており、経営規模1ha以上の農家は、ほとんどない状況であり、販売農家数の減少と共に、経営規模の縮小が進行している。また、本市の農産物販売金額規模別農家の状況は、販売なしが7割以上を占める他、50万円未滿の農家まで含めると9割以上を占めている。

経営耕地面積規模別農家数の状況

区分	実 数		増減率	構 成 比	
	平成 7 年	平成 12 年		平成 7 年	平成 12 年
販売農家数	472	397	15.9	100.0	100.0
0.5ha未滿	327	271	17.1	69.3	68.3
0.5~1.0	136	122	10.3	28.8	30.7
1.0~1.5	7	3	57.1	1.5	0.8
1.5~2.0	2	1	50.0	0.4	0.3
2.0ha以上	0	0	-	0	0

(2000年世界農林業センサスより)

農産物販売金額規模別農家の状況

区分	実 数		増減率	構 成 比	
	平成 7 年	平成 12 年		平成 7 年	平成 12 年
販売農家数	472	397	15.9	100.0	100.0
販売なし	300	285	5.0	63.6	71.8
50万円未滿	147	96	34.7	31.1	24.1
50~100	9	4	55.6	1.9	1.0
100~200	4	2	50.0	0.9	0.5
200~300	3	4	33.3	0.6	1.0
300~500	5	3	40.0	1.1	0.7
500~700	3	1	66.7	0.6	0.3
700~1000	-	1	-	-	0.3
1000万円以上	1	1	-	0.2	0.3

(2000年世界農林業センサスより)

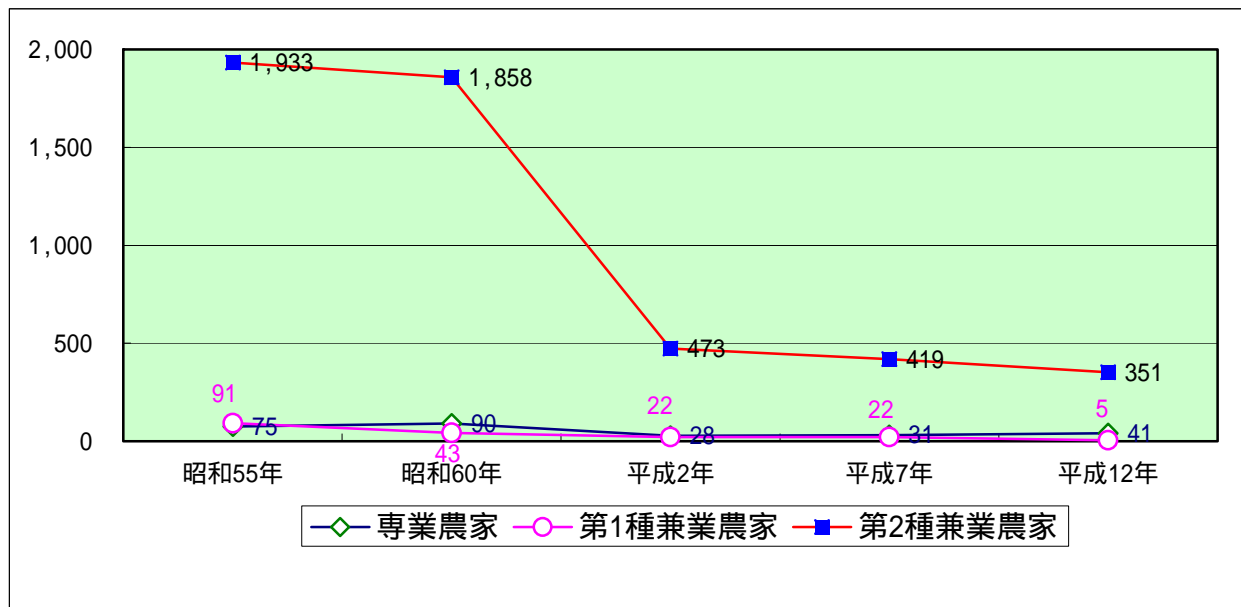
農家の専門化率の低下

市内の販売農家における専門農家は、平成7年に比べて10戸ほど増加したものの、全農家に占める比率は3.1%ほどで、山梨県平均の14.4%を大きく下回っている。また、兼業農家数も昭和60年から平成2年までの間に急激に減少し、その後、毎年減少している。

専門農家の状況

単位：戸

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
専門農家	75	90	28	31	41
第1種兼業農家	91	43	22	22	5
第2種兼業農家	1,933	1,858	473	419	351



(農業センサス数値より)

農家人口における高齢化の進行

市内の農家人口は、平成7年と比べて503人、8.2%の減で、年齢構成では、65歳以上の高齢者が占める比率が、5.6%増加し、28.4%と高い比率を占めている。

農家人口の年齢構成の状況

分	実数		増減率	構成比	
	平成7年	平成12年		平成7年	平成12年
農家人口	6,128	5,625	8.2	100.0	100.0
15歳未満	931	803	13.7	15.2	14.3
15～25	676	618	8.6	11.0	11.0
25～35	686	564	17.8	11.2	10.0
35～45	764	670	12.6	12.5	11.9
45～55	635	699	10.1	10.4	12.4
55～65	923	676	26.8	15.1	12.0
65歳以上	1,510	1,596	5.6	24.7	28.4

(2000年世界農林業センサスより)

販売農家における世帯員・農業従事者・農業就業人口の減少

本市の販売農家の世帯員の就業状態は、平成 7 年に比較すると、世帯員数では 399 人(17.9%)、農業従事者は 171 人(11.9%)、農業就業人口も 39 人(5.9%)減少している。

販売農家の世帯員の就業状態

区 分	平成 7 年	平成 12 年	増減数	増減率
世帯員数	2,235	1,836	399	17.9
農業従事者	1,434	1,263	171	11.9
農業就業人口	659	620	39	5.9
基幹的農業従事者	206	227	21	10.2

(2000 年世界農林業センサスより)

別 紙

1 特定事業の名称

1002 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

貸付の主体 都留市
借受の主体 地方公共団体及び農業協同組合以外の者で市民農園の開設を行う者

3 当該規制の特例措置の適用開始の日

本特区計画の認定日

4 特定事業の内容

都留市が市内全域において、農地所有者から特別区域内の農地を借り受け、市が特例措置を受けようとする法人に貸し付ける。また、特例措置を受けようとする法人により市民農園を開設する。

なお、都留市は、特定事業の実施により耕作を行う法人と構造改革特別区域法の規定に基づく協定を結び、事業の円滑な実施を確保することとする。

5 当該規制の特例措置の内容

本市は、耕地面積が 3.96 km² で市域全体の 2.5%、また、全就業従事者（15 歳以上）の内、農業従事者の占める割合は 1.6% である。

また、農家 1 戸当りの耕地面積 33a、全農業従事者の内、65 歳以上の高齢者が占める比率は 38% に達するなど、小規模な兼業農家が圧倒的に多く、農家の高齢化や担い手の不足から、農地の宅地化や遊休地化が進行しており、耕作放棄率は 18%、遊休化率は 40% となっている。

このような状況を踏まえ、耕作放棄地や遊休農地の拡大を防止するためには、新たに農業への参入者を創出することが不可欠であり、地方公共団体及び農業協同組合以外の者にも市民農園の開設などを可能とする農地法の特例措置を講じる構造改革特別区域を設定することにより、都市住民等の交流人口を拡大し、農業経営の安定化を図る。

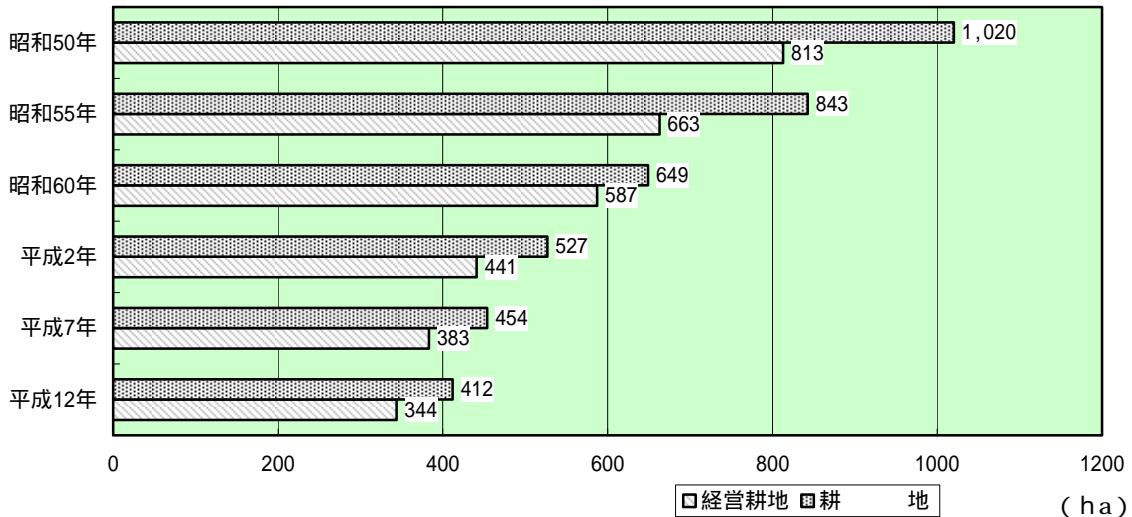
借受主体者として、数団体から開設希望があり、初年度、市内戸沢地区で 13 区画（1 区画 50 m²）の計画があるなど、10 年後 10 地区で 2ha の開設を目指している。

(1) 相当程度の遊休地が存在することの根拠

耕地面積並びに経営耕地面積の減少

都留市の耕地面積は、平成 14 年度には 396 ha で、これは市域全体の 2.5% である。耕地面積の近年の状況をみると、毎年、前年比 5～11ha ほど耕地が減少し続けており、減少傾向に歯止めがかからない状況である。

都留市の耕地並びに経営耕地の推移



(耕地面積は「耕地面積統計調査」、経営耕地面積は農業センサスより)

耕地面積の推移

	H 5	H 6	H 7	H 8	H 9	H10	H11	H12	H13	H14
耕地面積 (ha)	467	462	454	448	440	432	423	412	402	396
前年比増減(ha)	-	5	8	6	8	6	9	11	10	6

(「耕地面積統計調査」より)

耕作放棄地の高比率

耕作地の減少と共に、耕作地に占める耕作放棄地の比率も全国 (5.1%) 並びに山梨県内 (12%) に比べて高い比率にあり、このまま放置しておく、ますます耕地面積の減少が進行するものと思われる。

耕作放棄地の状況

	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年
耕地面積 (a)	52,700	45,400	41,200
耕作放棄地(a)	11,067	7,681	7,376
耕作放棄地の割合	21%	17%	18%

(農業センサス数値より)

遊休農地の固定化

平成 12 年度遊休農地実態調査によると、市内の遊休農地は、市内農地の 40% に及ぶ 164ha で、これらの内、日照条件良好（78%）、排水条件良好（86%）、農機具の搬入有価脳可能（91%）など、総合的に活用可能性の高い農地が 94% を占めている。しかしながら、荒廃状況では多年生の占める割合が 78% を占めるなど、優良農地の荒廃が進んでいる。

都留市の遊休農地の状況

地目	解消可能性	面積	日照条件		排水条件			荒廃状況		農機具の搬入		活用可能性			農地への復元可能性
			良	不良	良	普通	不良	一年生	多年生	可能	不可能	即可能	可能	その他	
全遊休農地	C可能	164ha	126ha	36ha	139ha	23ha	0ha	35ha	127ha	148ha	14ha	34ha	118ha	10ha	農業的利用
田	Bやや容易	57ha	46ha	10ha	48ha	8ha	0ha	19ha	37ha	52ha	4ha	19ha	37ha	0ha	農業的利用
畑	C可能	106ha	79ha	26ha	90ha	15ha	0ha	16ha	89ha	95ha	10ha	15ha	81ha	9ha	農業的利用
樹園地	C可能	1ha	1ha	0ha	1ha	0ha	0ha	0ha	1ha	1ha	0ha	0ha	0ha	1ha	農業的利用

（平成 12 年度遊休農地実態調査より）

（2）担い手農家が減少していることの根拠

総農家数の減少

本市の総農家数は、平成 7 年に比べて 112 戸（8%）の減少である。これらの内、販売農家は 75 戸（15.9%）の減少となり、総農家に占める割合も 33.9% から 31% に低下するなど、農家数の減少と共に、自給農家の比率がより一層、高まりを見せている。

市内の農家数の状況

区分	総農家数	販売農家数	自給的農家
平成 2 年	1,602	523	1,079
平成 7 年 A	1,394	472	922
平成 12 年 B	1,282	397	885
増減数 B - A = D	112	75	37
増減率 D / A	8.0	15.9	4.0
構成比	平成 7 年	100.0	66.1
	平成 12 年	100.0	69.0

（2000 年世界農林業センサスより）

販売農家の減少並びに規模の縮小

本市の経営耕地面積規模別農家の状況は、0.5ha未滿が全体の約7割を占めており、経営規模1ha以上の農家は、ほとんどない状況であり、販売農家数の減少と共に、経営規模の縮小が進行している。また、本市の農産物販売金額規模別農家の状況は、販売なしが7割以上を占める他、50万円未滿の農家まで含めると9割以上を占めている。

経営耕地面積規模別農家数の状況

区分	実数		増減率	構成比	
	平成7年	平成12年		平成7年	平成12年
販売農家数	472	397	15.9	100.0	100.0
0.5ha未滿	327	271	17.1	69.3	68.3
0.5～1.0	136	122	10.3	28.8	30.7
1.0～1.5	7	3	57.1	1.5	0.8
1.5～2.0	2	1	50.0	0.4	0.3
2.0ha以上	0	0	-	0	0

(2000年世界農林業センサスより)

農産物販売金額規模別農家の状況

区分	実数		増減率	構成比	
	平成7年	平成12年		平成7年	平成12年
販売農家数	472	397	15.9	100.0	100.0
販売なし	300	285	5.0	63.6	71.8
50万円未滿	147	96	34.7	31.1	24.1
50～100	9	4	55.6	1.9	1.0
100～200	4	2	50.0	0.9	0.5
200～300	3	4	33.3	0.6	1.0
300～500	5	3	40.0	1.1	0.7
500～700	3	1	66.7	0.6	0.3
700～1000	-	1	-	-	0.3
1000万円以上	1	1	-	0.2	0.3

(2000年世界農林業センサスより)

農家の専門化率の低下

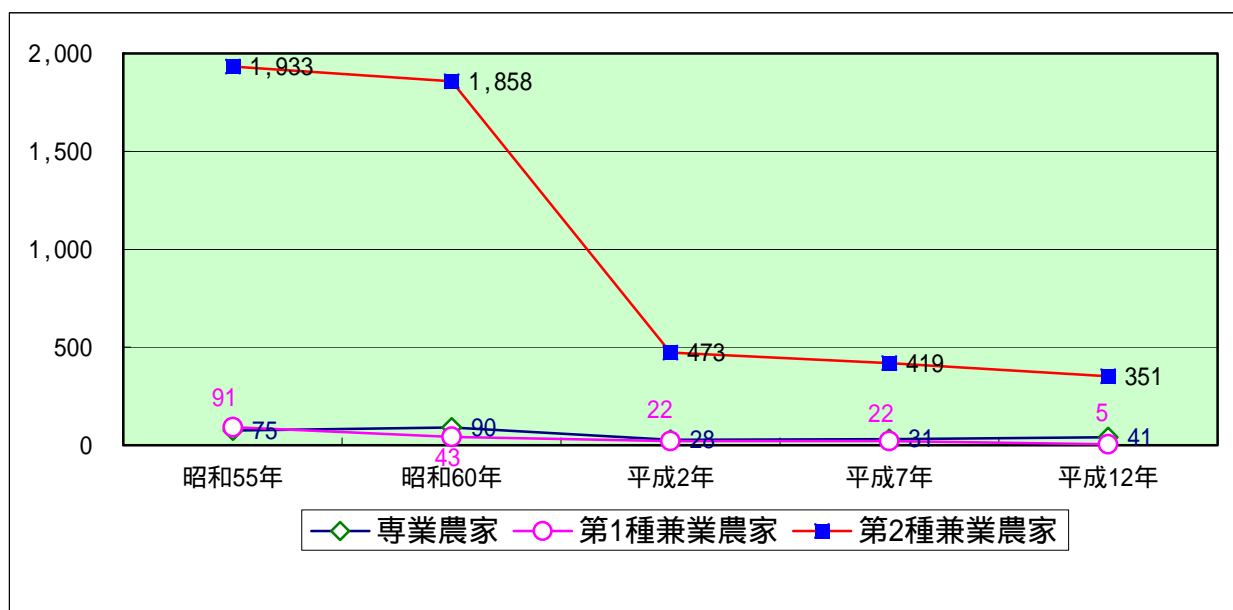
市内の販売農家における専門農家は、平成7年に比べて10戸ほど増加したものの、全農家に占める比率は3.1%ほどで、山梨県平均の14.4%を大きく下回っている。

また、兼業農家数も昭和60年から平成2年までの間に急激に減少し、その後、毎年減少している。

専門農家の状況

単位：戸

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
専門農家	75	90	28	31	41
第1種兼業農家	91	43	22	22	5
第2種兼業農家	1,933	1,858	473	419	351



農家人口における高齢化の進行

市内の農家人口は、平成7年と比べて503人、8.2%の減で、年齢構成では、65歳以上の高齢者が占める比率が、5.6%増加し、28.4%と高い比率を占めている。

農家人口の年齢構成の状況

分	実数		増減率	構成比	
	平成7年	平成12年		平成7年	平成12年
農家人口	6,128	5,625	8.2	100.0	100.0
15歳未満	931	803	13.7	15.2	14.3
15～25	676	618	8.6	11.0	11.0
25～35	686	564	17.8	11.2	10.0
35～45	764	670	12.6	12.5	11.9
45～55	635	699	10.1	10.4	12.4
55～65	923	676	26.8	15.1	12.0
65歳以上	1,510	1,596	5.6	24.7	28.4

(2000年世界農林業センサスより)

販売農家における世帯員・農業従事者・農業就業人口の減少

本市の販売農家の世帯員の就業状態は、平成7年に比較すると、世帯員数では399人(17.9%)、農業従事者は171人(11.9%)、農業就業人口も39人(5.9%)減少している。

販売農家の世帯員の就業状態

区 分	平成 7 年	平成 12 年	増減数	増減率
世帯員数	2,235	1,836	399	17.9
農業従事者	1,434	1,263	171	11.9
農業就業人口	659	620	39	5.9
基幹的農業従事者	206	227	21	10.2

(2000年世界農林業センサスより)

別紙

1 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内で、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館、民宿、旅館、飲食店等）を併せ営む農業者（以下「特定農業者」という）で、自ら生産した米等を原料として濁酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用開始の日

本構造改革特別区域計画の認定日

4 特定事業の内容

特定農業者が、本構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において、自ら生産した米を主原料として、濁酒を製造し、宿泊客等に提供・販売する。

5 当該規制の特例措置の内容

本市では、基幹産業といえる機械金属、電気機械などの企業が市内から撤退するなど、地域内の就業機会の減少に伴い、失業者の増加が懸念されると共に、中心商店街の地盤沈下も進行しつつある。

このような中、新たな地域振興策として、豊かな自然、特色ある歴史や文化など、多くの地域資源を活用した、参加・学習・体験・交流をキーワードとした「参加・学習・体験都市つる」の具現化を進めており、さらに、「つるアグリビジネス推進特区」に基づき農業参入した企業等とも連携した都市住民との交流人口の拡大に努めている。

現在、本市では、健康食材として注目を集めている古代米の生産を、「戸沢の森・和み（なごみ）の里」周辺において奨励しており、この古代米の需要拡大や、温泉施設やコテージ利用者への提供等を目的とする、特定事業707を活用した特定農業者による自ら生産した米を原料とする濁酒の製造を行うことを可能にすることで、他地域との差別化を図り、交流産業の振興に繋げることが期待できる。